

平成14年2月21日

財務省関税局調査課
税関調査室御中

日本機械輸出組合
国際電子商取引円滑化委員会
主査 八木 勤

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化に関する意見具申について

日本機械輸出組合は、メーカー、商社等約320社からなる輸出入取引法に基づく特定認可法人で、輸出の75%、輸入の35%を占める電子・機械製品を対象製品としております。この度、大手メーカー、商社等24社からなる国際電子商取引円滑化委員会を設置し、国際物流の迅速化、効率化のために貿易手続の電子化と制度の簡素化を検討しております。

今回の財務省の輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の基本構想につきましては、わが国の貿易手続の電子化を進める画期的な内容であり、大いに期待しておりますが、具体的な内容がまだ良く見えないところもあり、また、回答期間が極めて短いので、委員会と致しましては、第一次のコメントとして、以下のものを提出させていただきたいと思っております。従いまして、財務省の具体案が出来上がりましたら、再度、意見募集をしていただくことを希望いたします。

1. 基本的な考え方に対して

・わが国機械貿易業界は、通関手続、港湾手続のみならず、安全保障貿易管理、動植物検疫、植物防疫、食品検査等の幅広い手続を日常的に行っています。貿易手続の電子化は、時間の短縮、コスト削減の有効な手段ではありますが、同時に貿易手続にかかわる法制度、運用の合理化、簡素化が伴わなければ、目的を達成することはできません。ついては、輸出入・港湾手続の電子化にあたり以下をご配慮いただきたい。

輸出入・港湾手続の業務改革を進めるために、電子化の前提として、すべての申請手続を見直し、必要ないもの、各省重複するものを徹底的に削減し、全体的に簡素化していただくようお願いいたします。

貿易手続の電子化については、各省ごとに進められている傾向が見られ、フォーマットの統一や完全シングルウィンドウ化をぜひ実現していただきたい。

グローバルサプライチェーンが一般化している現状では、受注から客先への製品の納入まで48時間以内で処理するケースも増えており、現行の予備審査制度、搬入前申告制度、簡易申告制度を再度見直し、輸出入届出制等他の制度の導入可能性も含めた制度改善のための検討をお願いいたします。

輸出入手続には署名、捺印を要求されるものや膨大な書類を添付しなければならないものがあり、電子認証の導入や書類の全廃または大幅減少をご検討いただきたい。

国ごとに通関手続き、フォーマットが異なり、それぞれの要求に合わせた書類を作成しなければならず、将来的な観点から国際的な標準化に対応したものでいただきたい。

アジア諸国との共通通信基盤として政府が推進している TEDI や POLINET、BOLERO 等の民間ネット、さらには各企業の社内ネットと NACCS との接続もご検討いただきたい。

貿易手続の電子化後は、電子申請と書類申請が並存すると考えられ、非効率性が高まると予想されるので、電子申請に一本化する方向で検討していただきたい。

現在、G7 の合意に基づき検討が進められているデータエレメントの標準化は、今回の貿易手続電子化による輸入申告や商業インボイスの様式にどう反映させるのか、明らかにしていただきたい。

3. 具体的な方策について

(1) 「NACCS、港湾 EDI のどちらかでも 1 回の入力、送信で各省の輸出入、港湾で続きが可能とする」について

・以下についてご配慮いただきたい。

シングルウィンドウズ化によって、すべての申請様式が電子フォーマット化され、一つの画面で各省・各自治体との輸出入・港湾手続を 1 回の入力で完結できるシステムとなることを希望します。

NACCS も港湾 EDI もともにインターネット等を利用し、TEDI、BOLERO 等の民間ネットや各社の社内システムのデータを転記できる仕組みや NACCS 及び港湾 EDI に蓄積されたデータを民間ネットや各社の社内システムに取り込むことのできる仕組みを希望します。

各申請の付属書類の提出を全廃するか、極力減少させることをご検討願いたい。できれば目標を設定していただきたい。

フォーマットについては、国際的にも使用できる内容にしていただきたい。

申請等の処理状況が、画面で申請者にわかるようにしていただくか、セキュリティ上困難であれば、別のデータベースとして、内容を閲覧できるようにしていただきたい。

(2) 「専用回線に加えて、インターネットを利用できるようにする」について

・以下をご配慮願いたい

専用回線主体ではなく、インターネットを主体とした入力で、すべての手続が可能であることを希望します。

(3) 「シングルウィンドウ化にあたっては、利用者の利用料金の追加負担は求めない」について

・以下についてご配慮願いたい

現在の利用料金についても大幅引き下げをご検討いただきたい。

(4) 「インターネットを通じたクライアントソフトパックは、申告者の利用実態を十分把

握して上で、検討する」について

- ・以下についてご配慮願いたい

クライアントソフトパックについては、より使いやすいものにするために、仕様を一般公開し、民間で開発させることを検討願いたい。

4. その他

今回の意見募集につきましては、意見提出の機会を与えていただき、感謝しております。貿易手続電子化は貿易業界にとっては、喫緊の課題であり、多くの関係者からの意見が寄せられているものと思料いたします。

つきましては、今回提出された意見に対して、財務省はどのようにお考えになっておられるかについて、ホームページ等でご開示頂ければ幸いに存じます。

担当：部会・貿易業務グループ 橋本 Tel. 03-3431-9800,03-3431-9630